フランス・エソンヌ県内への県産品 P R・輸出促進事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

フランス・エソンヌ県内への県産品PR・輸出促進事業

2 目的

本県の友好提携都市であるエソンヌ県も含めたフランスへの県産品輸出に関心のある 県内事業者に、現地での商品PRなどのビジネス機会を提供し、フランスへの県産品輸出 促進、販路拡大につなげる。

3 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

4 委託業務の内容

本事業は、エソンヌ県を含めたフランス国内向けに本県産品をPRし、輸出促進・販路拡大につなげるための諸業務を委託する。

(1) 対象国地域

- エソンヌ県を含めたフランス国内
- ・その他受託者の強みを生かした近隣国も県と協議のうえ対象として差し支えない。

(2) 事業項目

ア 取扱商品の選定

- ・県と協議のうえ、県産品(酒、茶、加工食品のほか、笠間焼、結城紬等の伝統工芸品)の中から 10 商品程度を選定
- ・日本の輸出規制及びフランスの輸入規制についての調査
- ・取扱商品の最終決定
- イ 商品提案用資料の作成
 - ・県産品のフランス国内卸価格の算出
 - ・商品提案用資料のフランス語訳
 - ・構成、デザイン、データ作成
- ウ 売り込み先調査
 - ・対象国地域内の小売店やレストラン等への営業先リストの作成
- エ 商品サンプルの輸出
 - ・商品サンプルの買収、日本からフランスまでの輸出
 - ・通関や検疫(必要に応じてEU 残留農薬検査を含む)に係る手続き等の業務の実施
- オ 小売店やレストラン等への商品提案・商品サンプルの提供とフォローアップ

- ・小売店やレストラン等への商品サンプルの提供
- バイヤー等へのニーズ調査

カ オンライン商談

- ・県内事業者とバイヤー等とのオンライン商談会を実施(回数は各事業者1回以上とするほか、県との協議により決定)
- ・オンライン商談の準備・実施 バイヤーと出品事業者との調整(商談日時等)、商談中のフォロー、通訳の手配、 オンライン接続支援等

キ サンプル提供後のフォローアップ

- ・小売店等への訪問、メール、電話等でのヒアリング実施など、継続的なフォローアップ
- ・県内事業者へのフィードバック(改良点の提案)
- ・ 商談が成立した場合の、取引に関する適切な支援の実施(商流の構築)

ク テスト販売

- ・実店舗でのテスト販売の実施(3カ月程度)
- ・販売スペースの装飾、試飲・試食、ヒアリング等の実施

ケ 運営管理

- コーその他
 - ・本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、県と協議のうえ、必要に 応じて仕様書の内容を適宜修正できるものとする。

(3)業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書(上記事業を記録した写真や動画、作成資料)を提出すること。

ア 提出期限

本事業完了の日から起算して 60 日以内又は令和 7 年 (2025 年) 3月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体 又は電子媒体を提出すること。

ウ 記載内容

- 業務実施の結果概要
- ・今後の輸出促進・販路開拓に向けた課題、分析、対応策等
- ・その他委託業務に係る事項

5 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする。

- ・フランスへ本県産品を輸出するルートが確立された又は確立出来る輸出業者等
- フランスでのPR事業を運営した実績がある事業者等

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

当初計画した内容の実施が困難となった場合等における事業の実施及び事業費の余剰分については、県と協議するものとする。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならない。

(6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、 使用してはならない。